

< 意見募集要項 >

1. 意見募集対象

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）」

2. 募集期間

平成 28 年 12 月 13 日（火）～ 平成 29 年 1 月 11 日（水） （必着）

3. 提出方法

ご意見は、（１）の意見提出様式に従って御記入の上、郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法で、（２）意見提出先まで提出してください。（氏名・連絡先のないものは無効となります。）

（１）意見提出様式

各項目は必ずこの順番で記載してください。

[件名] 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）に関する意見

[宛先] 環境省自然環境局野生生物課

[氏名]（企業・団体の場合は、企業・団体名 / 部署名 / 担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[ご意見]

1 該当箇所（ ページ 行目を記載してください。）

2 意見内容

3 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

1 枚の紙に複数のご意見を記入する際は、各意見について、必ず 1 . ~ 3 . の内容を記入してください。

（２）意見提出先

ア) 郵送による提出

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 2 号

環境省自然環境局野生生物課宛て

封筒に朱書きで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について（答申案）に関する意見」と記載してください。

イ) ファックスによる提出

03-3581-7090

締切間際は、回線が混み合いますので、あらかじめ余裕をもって送付してください。回

線がつながりにくい場合は、郵送あるいは電子メールにて送付してください。

ウ) 電子メールによる提出

shizen_yasei@env.go.jp

件名に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について(答申案)に関する意見」と記載してください。

電子メールで提出される場合は、メール本文に(1)の各項目を記載し、送信してください(添付ファイルやURLへの直接リンクによる御意見は受理いたしません)。また、氏名・連絡先は必ず本文中に記載してください。

4. 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課において配布(要事前連絡)

環境省ホームページ(アドレス <http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

郵送による送付

140円切手を添付した返信用角2封筒(郵便番号、住所、氏名、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置について(答申案)」を必ず明記。)を同封の上、環境省自然環境局野生生物課あて送付してください。

5. 注意事項

ご意見は、日本語でご提出ください。

電話でのご意見は受け付けておりませんので、あらかじめご了承ください。

郵送、ファックスの場合はA4サイズの用紙に記載の上、提出してください。

提出いただきましたご意見については、名前、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。

締切日までに到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・ 営業活動等営利を目的とした内容 等

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。